

第二章

行政組織

○内閣法

〔昭和二十二年一月十六日〕 法律第五号

改正

昭和三年	四月二十八日法律第 六九号
同 二年	二月十七日同 第一九五号
同 四年	五月三十一日同 第一二二号
同 七年	七月三十一日同 第二六八号
同 三年	六月一日同 第一五八号
同 三年	四月二十八日同 第九七号
同 三年	六月二日同 第一二一号
同 三年	四月十六日同 第七七号
同 三年	六月一日同 第一〇二号
同 九年	七月一日同 第二六号
同 四年	五月八日同 第六九号
同 四年	六月八日同 第八九号
同 四年	五月六日同 第三三号
同 四年	五月三十一日同 第八八号
同 四年	六月四日同 第九二号
平成 八年	六月二十六日同 第一〇三号
同 〇年	三月三十一日同 第三号
同 一年	七月六日同 第八八号
同 二年	二月六日同 第二五号
同 五年	五月二日同 第二二号
同 五年	二月四日同 第八九号
同 二年	二月三十一日同 第一〇八号
同 二年	四月八日同 第二二号
同 二年	六月三日同 第六七号
同 二年	六月三日同 第三三号
同 二年	四月二十六日同 第一八号
令和 二年	六月二日同 第四六号

第二章 行政組織（内閣法）

朕は、枢密顧問の諮詢を経て、帝国議会の協賛を経た内閣法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

内閣法

第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

（平一・法八八・一部改正）

第二条 内閣は、国会の指名に基づいて任命された首長たる内閣総理大臣及び内閣総理大臣により任命された国務大臣をもつて、これを組織する。

2 前項の国務大臣の数は、十四人以上とする。ただし、特別に必要がある場合においては、三人を限度にその数を増加し、十七人以上とすることができる。

（昭三・法六九・昭四〇・法六九・昭四一・法八八・昭四六・法八八・昭四九・法）

九一・平一・法八八・一部改正）

第三条 各大臣は、別に法律の定めるところにより、主任の大臣として、行政事務を分担管理する。

② 前項の規定は、行政事務を分担管理しない大臣の存することを妨げるものではない。

令和 三年 五月十九日法律第 三六号
同 三年 六月三日同 第八四号
同 四年 五月八日同 第四三号

第四条 内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。

② 閣議は、内閣総理大臣がこれを主宰する。この場合において、内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関する基本的な方針その他の案件を発議することができる。

③ 各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

（平一法八八・一部改正）

第五条 内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告する。

第六条 内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する。

第七条 主任の大臣の間における権限についての疑義は、内閣総理大臣が、閣議にかけて、これを裁定する。

第八条 内閣総理大臣は、行政各部の処分又は命令を中止せしめ、内閣の処置を待つことができる。

第九条 内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

第十条 主任の国務大臣に事故のあるとき、又は主任の国務大臣が欠けたときは、内閣総理大臣又はその指定する国務大臣が、臨時に、その主任の国務大臣の職務を行う。

第十一条 政令には、法律の委任がなければ、義務を課し、又は権

利を制限する規定を設けることができない。

第十二条 内閣に、内閣官房を置く。

② 内閣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 閣議事項の整理その他内閣の庶務

二 内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

三 閣議に係る重要事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務

四 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務

五 前三号に掲げるもののほか、行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務

六 内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務

七 国家公務員に関する制度の企画及び立案に関する事務

八 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の二（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条

第一項において準用する場合を含む。）に規定する事務に関する事務

九 国家 公務員の退職手当制度に関する事務

十 特別職の国家公務員の給与制度に関する事務

十一 国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の

方針の企画及び立案並びに調整に関する事務

十二 第七号から前号までに掲げるもののほか、国家公務員の人

事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）

十三 行政機関の機構及び定員に関する企画及び立案並びに調整に関する事務

十四 各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務

③ 前項の外、内閣官房は、政令の定めるところにより、内閣の事務を助ける。

④ 内閣官房の外、内閣に、別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。

（昭二四法一九五・昭二四法二二二・昭三三法一五八・平二法八八・平二六法二二・平二六法六七・一部改正）

第十三条 内閣官房に内閣官房長官一人を置く。

2 内閣官房長官は、国務大臣をもつて充てる。

3 内閣官房長官は、内閣官房の事務を統轄し、所部の職員の服務につき、これを統督する。

（昭二四法二二二・追加、昭三八法一〇二・昭四一法八九・一部改正）

第十四条 内閣官房に、内閣官房副長官三人を置く。

2 内閣官房副長官の任免は、天皇がこれを認証する。

3 内閣官房副長官は、内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務（内閣人事局の所掌に属するものを除く。）をつかさどり、及びあらかじめ内閣官房長官の定めるところにより内閣官房長官不在の場合その職務を代行する。

第二章 行政組織（内閣法）

（昭二四法二二三・追加、平八法一〇三・平一〇法一三・平二法八八・平二六法三二・一部改正）

第十五条 内閣官房に、内閣危機管理監一人を置く。

2 内閣危機管理監は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて第十二条第二項第一号から第六号までに掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止をいう。次条第二項第一号において同じ。）に関するもの（国の防衛に関するものを除く。）を統理する。

3 内閣危機管理監の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣において行う。

4 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、内閣危機管理監の職務について準用する。

5 内閣危機管理監は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

（平一〇法一三三・追加、平二法八八・旧第十四条の二繰下、平二五法八九・平二六法三二・令三三法三六・一部改正）

第十六条 内閣官房に、国家安全保障局を置く。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（第二十一条第三項において「国家安全保障」

という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの並びに内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するものを除く。）

二 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

三 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前二号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

＊令和三年法律第八四号で、本項は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から次のように改まる。

2 国家安全保障局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務のうち我が国の安全保障（次号及び第二十一条第三項において「国家安全保障」という。）に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項に関するもの（危機管理に関するもの、内閣広報官及び内閣情報官の所掌に属するもの並びに次号に掲げるものを除く。）

二 第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務であつて、国家安全保障に関する重要事項のうち、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）に基づく重要施設の施設機能及

び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する政策の基本方針に関するもの

三 国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）第十二条の規定により国家安全保障局が処理することとされた国家安全保障会議の事務

四 国家安全保障会議設置法第六条の規定により国家安全保障会議に提供された資料又は情報その他の前三号に掲げる事務に係る資料又は情報を総合して整理する事務

3 国家安全保障局に、国家安全保障局長を置く。

4 国家安全保障局長は、内閣官房長官及び内閣官房副長官を助け、命を受けて局務を掌理する。

5 第十五条第三項から第五項までの規定は、国家安全保障局長について準用する。

6 国家安全保障局に、国家安全保障局次長二人を置く。

7 国家安全保障局次長は、国家安全保障局長を助け、局務を整理するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもつて充てる。

（平二五法八九・追加、平二五法一〇八・平六法三二・一部改正、令三法三六・旧第十七条繰上・一部改正）

第十七条 内閣官房に、内閣官房副長官補三人を置く。

2 内閣官房副長官補は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管理監を助け、命を受けて内閣官房の事務（第十二条第二項第一号に掲げるもの並びに国家安全保障局、内閣広報官、内閣情

報官及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。)を掌理する。
3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣官房副長官補に
ついて準用する。

(平二一法八八・追加、平二五法三二・旧第十六条繰下・一部改正、平二
五法八九・旧第十七条繰下・一部改正、平二六法二二・一部改正、令三法
三六・旧第十八条繰上・一部改正)

第十八条 内閣官房に、内閣広報官一人を置く。

2 内閣広報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管
理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務
について必要な広報に関することを処理するほか、同項第二号か
ら第五号までに掲げる事務のうち広報に関するものを掌理する。
3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣広報官について
準用する。

(平二一法八八・追加、平二五法三二・旧第十七条繰下・一部改正、平二
五法八九・旧第十八条繰下、令三法三六・旧第十九条繰上・一部改正)

第十九条 内閣官房に、内閣情報官一人を置く。

2 内閣情報官は、内閣官房長官、内閣官房副長官及び内閣危機管
理監を助け、第十二条第二項第二号から第五号までに掲げる事務
のうち特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法
律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)の保護
に関するもの(内閣広報官の所掌に属するものを除く。)及び第
十二条第二項第六号に掲げる事務を掌理する。
3 第十五条第三項から第五項までの規定は、内閣情報官について

第二章 行政組織 (内閣法)

準用する。

(平二一法八八・追加、平二五法三二・旧第十八条繰下・一部改正、平二
五法八九・旧第十九条繰下、平二五法一〇八・一部改正、令三法三六・旧
第二十条繰上・一部改正)

第二十条 内閣官房に、内閣人事局を置く。

2 内閣人事局は、第十二条第二項第七号から第十四号までに掲げ
る事務をつかさどる。
3 内閣人事局に、内閣人事局長を置く。
4 内閣人事局長は、内閣官房長官を助け、命を受けて局務を掌理
するものとし、内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する
者をもつて充てる。

(平二六法三三・追加、令三法三六・旧第二十一条繰上)

第二十一条 内閣官房に、内閣総理大臣補佐官五人以内を置く。

2 内閣総理大臣補佐官は、内閣総理大臣の命を受け、国家として
戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策のうち
特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内
閣総理大臣を補佐する。
3 内閣総理大臣は、内閣総理大臣補佐官の中から、国家安全保障
に関する重要政策を担当する者を指定するものとする。
4 内閣総理大臣補佐官は、非常勤とすることができる。
5 第十五条第三項及び第四項の規定は内閣総理大臣補佐官につい
て、同条第五項の規定は常勤の内閣総理大臣補佐官について準用
する。

第二章 行政組織（内閣法）

二七二

（平八法一〇三・追加、平一〇法三・旧第十四条の三繰下・一部改正、平一法八八・旧第十四条の三繰下・一部改正、平二五法二二・旧第十九条繰下、平二五法八九・旧第二十條繰下・一部改正、平二六法三二・旧第二十一条繰下・一部改正、令三法三六・旧第二十二條繰下）

第二十二條 内閣官房に、内閣総理大臣に附属する秘書官並びに内閣総理大臣及び各省大臣以外の各國務大臣に附属する秘書官を置く。

2 前項の秘書官の定数は、政令で定める。

3 第一項の秘書官で、内閣総理大臣に附属する秘書官は、内閣総理大臣の、國務大臣に附属する秘書官は、國務大臣の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け内閣官房その他関係各局の事務を助ける。

（昭二四法一二二・追加、昭二七法二六八・昭三法一五八・昭四一法八九・一部改正、平一法八八・旧第十五條繰下・一部改正、平二五法三二・旧第二十条繰下、平二五法八九・旧第二十一条繰下、平二六法三二・旧第二十二條繰下、令三法三六・旧第二十三條繰下）

第二十三條 内閣官房に、内閣事務官その他所要の職員を置く。

2 内閣事務官は、命を受けて内閣官房の事務を整理する。

（平一法八八・追加、平二五法三二・旧第二十一條繰下、平二五法八九・旧第二十二條繰下、平二六法三二・旧第二十三條繰下、令三法三六・旧第二十四條繰下）

第二十四條 この法律に定めるもののほか、内閣官房の所掌事務を遂行するため必要な内部組織については、政令で定める。

（昭三法一五八・追加、平一法八八・旧第十七條繰下、平二五法三二・旧第二十一條繰下、平二五法八九・旧第二十三條繰下・一部改正、平二六法三二・旧第二十四條繰下、令三法三六・旧第二十五條繰下）

第二十五條 内閣官房に係る事項については、この法律にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣官房に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣官房の命令として内閣官房令を発することができる。

4 内閣官房令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができる。

5 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣官房の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

（昭三法一五八・追加、平一法八八・旧第十八條繰下、平二五法三二・旧第二十三條繰下、平二五法八九・旧第二十四條繰下、平二六法三二・旧第二十五條繰下・一部改正、令三法三六・旧第二十六條繰下）

第二十六條

内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣官房の所掌事務のうち、第十二条第二項第十三号及び第十四号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務を分掌させることができる。

(平二六法三二・追加、令三三三六・旧第二十七条繰下)

附則

1 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

(施行の日〓昭和二年五月三日)

(平三三法二五・旧附則・一部改正)

2 復興庁が廃止されるまでの間における第二条第二項の規定の適用については、同項中「十四人」とあるのは「十五人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十八人」とする。

(平三三法二五・追加、平二七法三三・平三二法一八・令二四四六・一部改正)

3 国際博覧会推進本部が置かれている間における第二条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第二項中「十四人」とあるのは「十六人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「十九人」とする。

(平二七法三三・追加、平三二法一八・令二四四六・一部改正)

4 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第二条第二項の規定の適用については、前二項の規定にかかわらず、同条第二項中「十四人」とあるのは「十七人」と、同項ただし書中「十七人」とあるのは「二

第二章 行政組織（内閣法）

十人」とする。

(平三二法一八・追加、令二四四六・一部改正)

5 内閣人事局は、第二十条第二項に規定する事務のほか、当分の間、国家公務員制度改革基本法（平成二十年法律第六十八号）第二章に定める基本方針に基づいて行う国家公務員制度改革の推進に関する企画及び立案並びに当該国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関する事務をつかさどる。

(平二六法三二・追加、平二七法三三・旧第三項繰下、平三二法一八・旧第四項繰下、令三三三六・一部改正)

附則

① この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

(施行の日〓昭和二年五月三日)

附則

第十七条 この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

(昭和二年一月一七日法律第一九五号) 抄

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 内閣官房職員設置制（昭和二十二年政令第二号）は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定のある場合を除くの外、内閣官房に属する従前の機関及び職員は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）に基く相当の機関及び職員となり同一性をもつて存続するものとする。

4 他の法令中「内閣書記官長」とあるのは「内閣官房長官」、「内

第二章 行政組織（内閣法）

二七四

閣官房次長」とあるのは「内閣官房副長官」と読み替えるものとする。

附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二六八号）抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則（昭和三十三年六月一日法律第一五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附則（昭和三十八年六月一日法律第一〇二号）抄

この法律中第一条から第三条までの規定は公布の日から、第四条の規定は昭和三十九年一月一日から施行する。

附則（昭和四〇年五月十八日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（昭和四〇年政令第一六三号で昭和四〇年五月十九日から施行）

附則（昭和四一年六月二十八日法律第八九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年五月一六日法律第三三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則（昭和四六年五月三十一日法律第八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附則（昭和四九年六月二十四日法律第九一七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成八年六月二六日法律第一〇三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年三月三十一日法律第一三三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、第一条中内閣法第十四条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

附則（平成一二年七月一六日法律第八八八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

附則（平成二二年法律第一六〇号で平成二三年一月六日から施行）

附則（平成二三年二月一六日法律第一二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二四年政令第二号で平成二四年二月一〇日から施行）

一 附則第十五条の規定 公布の日

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二五年五月三一日法律第二号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(公布の日及び施行の日)平成二五年五月三一日

(検討)

2 政府は、第一条の規定による改正後の内閣法第十六条第一項の規定により内閣官房に内閣情報通信政策監が置かれることを踏まえ、情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、強化された内閣官房の総合調整機能を十分に発揮して、次に掲げる方策について総合的かつ一体的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 行政機関が保有する情報をインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表するための方策

二 前号の情報を民間事業者が加工し、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて国民に提供するための方策(当該情報の提供を受ける者が本人であることを確認す

るための措置を簡素化するための方策を含む。)

三 行政機関による情報システムの共用を推進するための方策
四 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムを効率的に整備するための方策

附則 (平成二五年二月四日法律第八九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二五年政令第三四八号)平成二六年一月七日から施行

附則 (平成二五年二月三一日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第三五号)平成二六年二月一〇日から施行

(政令への委任)

第八条 附則第二条、第三条、第五条及び第六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年四月一八日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲

第二章 行政組織（内閣法）

二七六

げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（平成二六年政令第九〇号で平成二六年五月三〇日から施行）

- 一 次条及び附則第三十九条から第四十二条までの規定 公布の日

（処分等の効力）

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。）の相当の規定によつてしたものとみなす。

（命令の効力）

第十一条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法令の規定により発せられた内閣府令又は総務省令で、新法令の規定により内閣官房令で定めるべき事項を定めているものは、この法律の施行後は、内閣官房令としての効力を有するものとする。

2 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、政令としての効力を有するものとする。

（その他の経過措置）

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（検討）

第四十二条 政府は、平成二十八年年度までに、公務の運営の状況、国家公務員の再任用制度の活用状況、民間企業における高年齢者の安定した雇用を確保するための措置の実施の状況その他の事情を勘案し、人事院が国会及び内閣に平成二十三年九月三十日に申し出た意見を踏まえつつ、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとする。

附則

（平成二六年六月一三日法律第六七号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成二七年四月一日

附則

（平成二七年六月三日法律第三三号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第三五号で平成二七年六月二五日から施行）

附則

（平成二三年四月二六日法律第一八号）

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章及び第三章並びに附則第三項の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(令和二年政令第一七四号で、ただし書に係る部分は、令和二年九月一六日から施行)

附 則

(令和二年六月二日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(調整規定)

第二十一条 施行日が平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律(平成三十一年法律第十八号)附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前である場合には、前条のうち次の表の上欄に掲げる内閣法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第二項の改正規定	国際博覧会推進本部	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部
------------	-----------	--------------------------------

2

前項の場合において、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律附則第三項のうち次の表の上欄に掲げる内閣法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第三項及び第四項の改正規定	附則第三項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。	附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。
附則第二項及び第三項の改正規定	附則第二項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。	附則第三項中「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」を「国際博覧会推進本部」に改める。

	附則第三項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。	
附則第三項の次に一項を加える改正規定	復興庁が廃止されるまでの	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている

附則

（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（内閣法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条 前条の規定による改正前の内閣法第十六条第一項に規定する内閣情報通信政策監であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において

「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル

庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則

(令和三年六月三日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条第六項、第二章、第五章及び第二十四条並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

(令和四年五月一八日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第二条並びに附則第三条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

○内閣府設置法（抄）

〔平成十一年七月十六日
法律第八十九号〕

最終改正 令和四年八月一日法律第四三号

内閣府設置法をここに公布する。

内閣府設置法

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 内閣府の設置並びに任務及び所掌事務

（設置）

第二条 内閣に、内閣府を置く。

（任務）

第三条 内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度

に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、市民活動の促進、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、個人情報保護の適正な取扱いの確保、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保、金融の適切な機能の確保、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関係する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。

3 内閣府は、第一項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（平成一五法三・平一八法二八・平二二法四九・平二五法二八・平三〇

法八〇・一部改正）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

- 二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項
- 三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）
- 四 中心市街地の活性化（中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ一体的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 五 都市の再生（都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第一条に規定するものをいう。）及びこれと併せた都市の防災に関する機能の確保を図るための基本的な政策に関する事項
- 六 知的財産（知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）の創造、保護及び活用
の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 七 構造改革特別区域（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定するものをいう。）における経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るための基本的な政策に関する事項
- 八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 九 道州制特別区域（道州制特別区域における広域行政の推進に

第二章 行政組織（内閣府設置法）

- 関する法律（平成十八年法律第十六号）第二条第一項に規定するものをいう。）における広域行政（同条第二項に規定するものをいう。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十 総合特別区域（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の六において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十一 国家戦略特別区域（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定するものをいう。第三項第三号の七において同じ。）における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進を図るための基本的な政策に関する事項
- 十二 日本国憲法の国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を推進するための基本的な政策に関する事項
- 十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項
- 十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項
- 十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項
- 十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科

学技術・イノベーション）基本法（平成七年法律第三百十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項

十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

十九 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

二十 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための基本的な政策に関する事項

二十一 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関

する事項

二十二 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

二十三 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

二十四 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項

二十五 青少年の健全な育成に関する事項

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

二十八 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

二十九 子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をするための基本的な政策並びに少子化の進展への対処に関する事項

三十 海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

三十一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四

号)に基づく重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止のための基本的な政策に関する事項

三十二 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。

二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること(他省の所掌に属するものを除く)。

二の二 中心市街地の活性化に関する法律第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)第四条第一項に規定する特

定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

三の二 構造改革特別区域法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金に関すること(同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てられための交付金については、当該交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に限る)、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

三の四 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律(平成三十年法律第三十七号)第四条第一項に規定する基本指針の策定に関すること、同法第五条第一項に規定する計画の認定に関すること及び同法第十一条の交付金に関すること。

三の五 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条

第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関する事、同法第三十条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関する事、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関する事、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関する事並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

三の七 国家戦略特別区域の指定に関する事、国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関する事、同法第十条の四第三項に規定する指針及び同法第十六条の五第三項に規定する指針の作成に関する事、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関する事並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関する事。

六 国民経済計算に関する事。

六の二 第一項第十二号の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関する事。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関する事。

七の四 匿名加工医療情報（医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第三項に規定するものをいう。）に関する施策に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の五 宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

七の六 宇宙開発利用の推進に関する事（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の七 多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等（人工衛星及び人工衛星に搭載される設備をいう。）で政令で定めるもの及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

七の八 前三号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

七の九 防災に関する施策の推進に関すること。

八 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

八の二 被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

九 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十三 活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定する活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の策定に関すること並びに同法第三条第一項に規定する火山災害警戒地域、同法第十三条第一項に規定する避難施設緊急整備地域及び同法第二十三条第一項に規定する降灰防除地域の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第一百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第一百五条第七項第一号に規定する武力攻撃原子力災害を含む。）に対する対策に関すること。

十四の二の二 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条の三に規定する原子力防災会議の事務局長に対する協力に関すること。

十四の二の三 原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十四の三 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の四の二 首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地震防災対策に関すること。

十四の五 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四条第九項に規定する復興推進計画の認定に関すること、同法第四十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び復興特区支援助子補給金の支給に関すること、同法第四十六条第一項に規定する復興整備計画の推進に関すること並びに同法第二条第三項に規定する復興推進事業及び同法第四十六条第二項第四号に規定する復興整備事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十五 第七号の九から前号までに掲げるもののほか、防災に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

十六 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

十七 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関すること。

十八 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十一 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十二 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十三 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての

国民世論の啓発に関すること。

二十四 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

二十五 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関すること。

二十六 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理に関すること。

二十六の二 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第八条第一項に規定する基本計画の作成及び推進に関すること。

二十六の三 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第八条第一項に規定する子ども・若者育成支援推進大綱の作成及び推進に関すること。

二十七 前二号に掲げるもののほか、青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること。

二十七の二 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十条第一項に規定する食品健康影響評価に関すること。

二十七の三 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

第二章 行政組織（内閣府設置法）

二十七の四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）に規定する子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援に関すること（同法第六十九条に規定する拠出金の徴収に関するものを除く。）。

二十七の五 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

二十七の七 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関すること。

二十七の八 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤業務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関すること（他省及び金融庁の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障の確保に関する経済施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務に関すること。

二十八 栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。

第二章 行政組織（内閣府設置法）

二八八

- 二十九 外国の勲章及び記事の受領及び着用に関すること。
- 三十 内閣総理大臣の行う表彰に関すること。
- 三十一 国民の祝日に関すること。
- 三十二 元号その他の公式制度に関すること。
- 三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に
関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。
- 三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関
すること。
- 三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地から
の基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（消費
者庁の所掌に属するものを除く。）。
- 三十六 市民活動の促進に関すること。
- 三十六の二 休眠預金等（民間公益活動を促進するための休眠預
金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一一
号）第二条第六項に規定するものをいう。）に係る資金の活用
に関すること（金融庁の所掌に属するものを除く。）。
- 三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関
すること。
- 三十八 政府の重要な施策に関する広報に関すること。
- 三十九 世論の調査に関すること。
- 三十九の二 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十
一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。）
の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関す

ること。

- 四十 公文書館に関する制度に関すること。
- 四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法
律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人
国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の
保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除
く。）。
- 四十二 削除
- 四十三 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法
律第二百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び
推進に関すること。
- 四十四 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八
十四号）第十一条第一項に規定するものをいう。）の策定及び
推進に関すること。
- 四十四の二 障害を理由とする差別的解消の推進に関する基本方
針（障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律（平成二
十五年法律第六十五号）第六条第一項に規定するものをい
う。）の作成及び推進に関すること。
- 四十五 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年
法律第一百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の
作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを
除く。）。
- 四十六 子どもの貧困対策に関する大綱（子どもの貧困対策の推

進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）。

四十八 地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十九 選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九十九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第六号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十三 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。

五十四 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第四百十三号）第二条、第四条から第六

条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十四の二 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。

五十四の三 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十八条の七第二項及び第百六条の五第二項に規定する事務

五十四の四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務

五十四の五 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十條第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関する

こと及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。

五十四の六 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務

五十九 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五条第四項及び第五項に規定する事務

五十九の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五

第二章 行政組織（内閣府設置法）

十七号）第二百二十九条に規定する事務

五十九の三 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二十五条に規定する事務

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）第四条第一項に規定する事務

六十一 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第一項及び第六条第二項に規定する事務

六十二 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

（平一法一五六・平一法一六〇（平一法一五六・平一法一六一）
・平一四法五・平一四法四一・平一四法九二・平一四法一四三・平一四法一八九・平一五法三三・平一五法四八・平一五法五七・平一五法六一・平一五法一三三・平一六法二七・平一六法二九・平一六法八〇・平一六法一六一・平一七法二四・平一七法六三・平一八法五一・平一八法五四・平一八法五〇・平一八法八五・平一八法二一六・平一八法二一八・平一九法一五・平一九法五三・平一九法一〇八・平一九法二一四・平二〇法三六・平二〇法七九・平二二法四九・平二二法六六・平二二法七一・平二二法六〇・平二三法四〇・平二三法三七・平二三法八一・平二三法九〇・平二三法一一一・平二四法三五・平二四法四七・平二四法七四・平二五法二八・平二五法五四・平二五法六四・平二四法六七（平二五法五四・平二五法六四）・平二五法六五・平二五法八七・平二五法八八・平二五法一〇七・平二六法二二・平二六法三二・平二六法一一三・平二七法五二・平二七法五六・平二七法六五・平二七法六六・平二五法一〇九（平二七法六六・平二七法

二九〇

七六・平二八法二九・平二八法三〇・平二八法四三・平二八法五五・平二八法一〇一・平一九法二八・平一九法七一・平一九法七五・平三〇法三二・平三〇法八〇・平三〇法九四・平三二法一六・令元法八・令一法四六・令一法六三・令三法二六・令三法二八・令三法二九・令三法七〇・一部改正

第三章 組織

第一節 通則

（組織の構成）

第五条 内閣府の組織は、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関により系統的に構成され、かつ、内閣の重要な課題に弾力的に対応できるものとしなければならない。

2 内閣府は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びにデジタル庁及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第一条の国の行政機関と相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

（令三法三六・一部改正）

第二節 内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職

（内閣府の長）

第六条 内閣府の長は、内閣総理大臣とする。

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る事項についての内閣法にいう主任の大臣とし、第四条第三項に規定する事務を分担管理する。

(内閣総理大臣の権限)

第七条 内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員の仕事について統督する。

2 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律又は政令の制定、改正又は廃止を必要と認めるときは、案をそなえて、閣議を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、内閣府に係る主任の行政事務について、法律若しくは政令を施行するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、内閣府の命令として内閣府令を発することができ

る。
4 内閣府令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

5 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

6 内閣総理大臣は、内閣府の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができ

る。
7 内閣総理大臣は、第三条第二項の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関する意見を述べることができる。

第二章 行政組織 (内閣府設置法)

(平二六法三・一部改正)

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府(法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められて

いる委員会その他の機関(以下「大臣委員会等」という。)を除く。)の事務(次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。)を統括し、職員の仕事について統督する。

2 内閣官房副長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣官房長官の命を受け、内閣府の事務のうち特定事項に係るものに参画する。

(平一八法二一八・平一九法一〇八・一部改正)

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務(これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。)を掌理する職(以下「特命担当大臣」という。)を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

(平一八法二一八・平一九法一〇八・一部改正)

第九条の二 第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七

第二章 行政組織（内閣府設置法）

二九二

号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（令三三三三〇・追加）

（副大臣）

第十三条 内閣府に、副大臣三人を置く。

2 内閣府に、前項の副大臣のほか、デジタル庁又は他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。

3 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4 各副大臣の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

5 副大臣の任免は、内閣総理大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

6 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の国務大臣が全てその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

（平一八法二八・平一九法一〇八・平二四法三五・令三三三三六・一部改

正）

（大臣政務官）

第十四条 内閣府に、大臣政務官三人を置く。

2 内閣府に、前項の大臣政務官のほか、デジタル庁又は他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができる。

3 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、内閣総理大臣の定めるところによる。

5 大臣政務官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

6 前条第六項の規定は、大臣政務官について準用する。

（平一八法二六・平一八法二八・平一九法一〇八・平二四法三五・令

三三三三六・一部改正）

（大臣補佐官）

第十四条の二 内閣府に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官六人以内を置くことができる。

2 内閣府に、六人を超えて大臣補佐官を置く必要がある場合においては、前項の大臣補佐官のほか、他省の大臣補佐官の職を占める者をもって充てられる大臣補佐官を置くことができる。

3 大臣補佐官は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、特定の政策に係る内閣官房長官又は特命担当大臣の行う企画及び立案並びに政務（大臣委員会等の所掌に係るものを除く。）に関し、内閣官房長官又は特命担当大臣を補佐する。

4 大臣補佐官の任免は、内閣総理大臣の申出により、内閣が行う。

5 内閣総理大臣は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、関係する内閣官房長官又は特命担当大臣の意見を聴くものとする。

6 大臣補佐官は、非常勤とすることができる。

7 国家公務員法第九十六条第一項、第九十八条第一項、第九十九条並びに第百条第一項及び第二項の規定は、大臣補佐官の服務について準用する。

8 常勤の大臣補佐官は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（平二六法三二・追加）

（事務次官）

第十五条 内閣府に、事務次官一人を置く。

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府（宮内庁、大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く。）の各部署及び機関の事務を監督する。

（平一八法二八・平一九法一〇八・平二二法四九一部改正）

第二章 行政組織（内閣府設置法）

第三節 本府

第五款 特別の機関

（設置）

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2 第十八条、第三十七条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進会議	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
子ども・若者育成支援推進本部	子ども・若者育成支援推進法
少子化社会対策会議	少子化社会対策基本法
高齢社会対策会議	高齢社会対策基本法

第二章 行政組織（内閣府設置法）

中央交通安全対策会議	交通安全対策基本法
犯罪被害者等施策推進会議	犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）
子どもの貧困対策会議	子どもの貧困対策の推進に関する法律
消費者政策会議	消費者基本法
国際平和協力本部	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
日本学術会議	日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）
官民人材交流センター	国家公務員法
食品ロス削減推進会議	食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第十九号）

（平一五法二三・平一六法二九・平一六法七〇・平一六法一六一・平一七法六三・平一八法八五・平一九法一〇八・平二〇法七九・平二二法七一・平三法五七・平二四法六七・平二五法六四・平二七法六六・平二八法二九・令元法一九・令二法六三・一部改正）

第五節 委員会及び庁

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置く。

とができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 前二項の委員会及び庁（以下それぞれ「委員会」及び「庁」という。）の設置及び廃止は、法律で定める。

（平一八法二八・一部改正）

（特別の機関）

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

第五十九条及び第六十条 削除

第四章 雑則

（職員）

第六十五条 内閣府に、内閣府事務官、内閣府技官その他所要の職員を置く。

2 内閣府事務官は、命を受け、事務をつかさどる。

3 内閣府技官は、命を受け、技術をつかさどる。

附則

（令和四年五月一八日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条並びに附則第三条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(政令への委任)

第九条 附則第一条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二日法律第七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日の日ずれか遅い日から施行する。

一 略

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(抄)

(令和三年五月十九日法律第三十七号)

附 則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から三まで、略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二

条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（令和三年政令第一九一号で令和四年四月一日から施行）

五及び六 略

七 第二十七条（住民基本台帳法第二十四条の二の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第四十八条（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。）、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十五条、第十八条（戸籍法第百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及びび」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二條、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条（住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。）、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で

定める日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第六号及び第七号の規定に基づき、この政令を制定する。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行期日は令和四年十月一日とし、同条第七号に掲げる規定のうち、同法第五十一条並びに附則第九条（第三項を除く。）、第十条、第十八条（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下に「正本及びび」を加える部分に限る。）に限る。）、第二十二条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一十一号）第三十五条の改正規定（「（条例を含む。）」を削る部分に限る。）に限る。）、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定の施行期日は令和五年四月一日とする。

（令和四年政令第二七六号で令和五年四月一日から施行）

（内閣府設置法の一部改正）

第六十五条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号等」を「個人情報」に改める。

第四条第三項第五十九号の二中「第六十一条」を「第二百二十九条」に改める。

第六十六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十九号の二中「第二百二十九条」を「第二百三十二条」に改める。

○こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に
関する法律（抄）

〔令和四年六月二十二日〕
法律第七十六号

（内閣府設置法の一部改正）

第四十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「推進」の下に「こども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。次条第一項第二十八号において同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた施策の推進」を加える。

第四条第一項中第二十五号を削り、第二十六号を第二十五号とし、第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十八 こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する事項

第四条第一項第二十九号を次のように改める。

二十九 結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項
第四条第一項中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号を第

三十二号とし、第三十号を第三十一号とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

三十 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十七号）第一条に規定する子ども・若者育成支援に関する事項
第四条第三項中第二十六号の二から第二十七号までを削り、第二十七号の二を第二十七号とし、第二十七号の三から第二十七号の六までを削り、第二十七号の七を第二十七号の二とし、第二十七号の八を第二十七号の三とし、第四十六号を削り、第四十七号を第四十六号とし、第四十八号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、第五十四号の二を第五十四号とし、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、第五十四号の六を第五十四号の五とし、第六十二号を第六十三号とし、第六十一号の次に次の一号を加える。

六十二 子ども家庭庁設置法第四条第一項に規定する事務

第十一条中「第四条第一項第二十六号」を「第四条第一項第二十五号」に改める。

第十一条の二中「第四条第一項第二十七号及び第二十八号」を「第四条第一項第二十六号及び第二十七号」に、「第四条第三項第二十七号の二」を「第四条第三項第二十七号」に改める。

第十一条の三中「第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六まで」を「第四条第一項第二十八号から第三十号までに掲げる事務、同条第二項に規定する事務（こど

も家庭庁設置法第四条第三項の規定により子ども家庭庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十二号」に改める。

第十五条第二項及び第十六条第二項中「及び消費者庁」を「消費者庁及び子ども家庭庁」に改める。

第三十七条第三項の表子ども・子育て会議の項を削る。

第四十条第一項中「子ども・子育て本部」を削り、同条第三項の表子ども・若者育成支援推進本部の項、少子化社会対策会議の項及び子どもの貧困対策会議の項を削る。

第四十条の四第一項中「第四十七号」を「第四十六号」に改める。

第四十一条の二を削る。

第四十一条の三第一項中「第四条第一項第三十号」を「第四条第一項第三十一号」に改め、同条を第四十一条の二とする。

第六十四条の表に次のように加える。

子ども家庭庁

子ども家庭庁設置法

附則第四条の三中「第四十一条の三第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、子ども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（施行の日）令和五年四月一日

(命令の効力に関する経過措置)

第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(令四法七七・一部改正)

○国家行政組織法（抄）

〔昭和二十三年七月十日〕
〔法律第百二十号〕

最終改正 令和三年五月一九日法律第三六号

国家行政組織法をここに公布する。

国家行政組織法

（目的）

第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府及びデジタル庁以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。

（平一法九〇・令三法三六・一部改正）

（組織の構成）

第二条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府及びデジタル庁の組織と共に、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。

2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政

機能を発揮するようしなければならない。内閣府及びデジタル庁との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。

（平一法九〇・令三法三六・一部改正）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に第五条第一項の規定により各省大臣の分担管理する行政事務及び同条第二項の規定により当該大臣が掌理する行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

（昭二四法一三三・昭二七法五五二・昭三法一五九・昭五八法七七・平

一一法九〇・平二七法六六・一部改正）

（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合において、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

（昭五八法七七・追加、平二法九〇・一部改正）

別表第一（第三条関係）（平二法九〇・全改、平一四法九八・平一四法一

三八・平一五法三三・平一五法七〇・平一八法二一八・平一九法八〇・平一九法一〇九・平二〇法二六・平二四法四七・平二七法二一・平二七法三九・平三〇法一〇二・一部改正）

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁
法務省	公安審査委員会	出入国在留管理庁 公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		スポーツ庁 文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	
農林水産省		林野庁 水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁 特許庁 中小企業庁
国土交通省	運輸安全委員会	観光庁 気象庁 海上保安庁

環境省	原子力規制委員会	
防衛省		防衛装備庁

○外務省設置法

〔平成十一年七月十六日
法律第九十四号〕

改正 平成一六年 四月一四日法律第二八号
同 二七年 九月二一日同 第六六号

外務省設置法をここに公布する。

外務省設置法

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務
- 第一節 外務省の設置（第二条）
- 第二節 外務省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
- 第三章 外務省に置かれる職及び機関
- 第一節 特別な職（第五条）
- 第二節 特別の機関（第六条―第十二条）
- 第四章 名誉総領事及び名誉領事（第十三条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、外務省の設置並びに任務及びこれを達成する

ため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 外務省の設置並びに任務及び所掌事務

第一節 外務省の設置

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の規定に基づいて、外務省を設置する。

2 外務省の長は、外務大臣とする。

第二節 外務省の任務及び所掌事務

（任務）

第三条 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ることを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、外務省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

3 外務省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（平成二七法六六・一部改正）

（所掌事務）

第四条 外務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる

事務をつかさどる。

一 次のイからニまでに掲げる事項その他の事項に係る外交政策に関する事。

イ 日本国の安全保障

ロ 対外経済関係

ハ 経済協力

ニ 文化その他の分野における国際交流

二 日本国政府を代表して行う外国政府との交渉及び協力その他の外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）に関する政務の処理に関する事。

三 日本国政府を代表して行う国際連合その他の国際機関及び国際会議その他国際協調の枠組み（以下「国際機関等」という。）への参加並びに国際機関等との協力に関する事。

四 条約その他の国際約束の締結に関する事。

五 条約その他の国際約束及び確立された国際法規の解釈及び実施に関する事。

六 日本国政府として処理する必要がある渉外法律事項に関する事。

七 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関する事。

八 日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関する事。

第二章 行政組織（外務省設置法）

九 海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関する事。

十 海外における邦人の身分関係事項に関する事。

十一 身分関係事項その他の事実について内外の公の機関が発給した文書の内外にわたる証明に関する事。

十二 旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関する事。

十三 査証に関する事。

十四 本邦に在留する外国人の待遇に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。

十五 海外事情についての国内広報その他啓発のための措置及び日本事情についての海外広報その他啓発のための措置に関する事。

十六 外国における日本文化の紹介に関する事。

十七 外交文書の発受その他の外交上の通信に関する事。

十八 外交官及び領事官の派遣に関する事。

十九 外交官及び領事官の接受並びに国際機関の要員の受入れに関する事。

二十 外国の勲章又は記章の日本国民による受領に関しあつせんを行うこと並びに外国人及び外国に居住する邦人に対する栄典の授与に関し推薦及びあつせんを行うこと。

二十一 前三号に掲げるもののほか、儀典その他の外交上の儀礼に関する事。

二十二 外交史料の編さんに関する事。

第二章 行政組織（外務省設置法）

三〇四

二十三 外地整理事務に關すること。

二十四 政府開發援助全体に共通する方針に關する關係行政機關の行う企画の調整に關すること。

二十五 政府開發援助のうち有償の資金供与による協力に關する關係行政機關の行う企画及び立案の調整に關すること。

二十六 政府開發援助のうち技術協力に關する關係行政機關の行う企画及び立案の調整に關すること。

二十七 前各号に掲げるもののほか、對外關係事務の処理及び總括を行うこと。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に關する研修を行うこと。

二十九 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき外務省に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、外務省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に關連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に關して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に關する事務をつかさどる。

（平二七法六六・一部改正）

第三章 外務省に置かれる職及び機關

第一節 特別な職

第五条 外務省に、外務審議官一人を置く。

2 外務審議官は、命を受けて、外務省の所掌事務に係る重要な政

策に關する事務を總括整理する。

（平一六法二八・一部改正）

第二節 特別な機關

（設置）

第六条 外務省に、在外公館を置く。

2 在外公館の種類は、大使館、公使館、總領事館、領事館及び政府代表部とする。

3 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより外務省に置かれる在外公館は、日本政府在外事務所とする。

（所掌事務）

第七条 次項に定める場合を除くほか、在外公館は、外国において外務省の所掌事務を行う。

2 日本政府在外事務所の所掌事務については、日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第百五号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（名称及び位置）

第八条 在外公館（第六条第二項に定めるものに限る。以下同じ。）の名称及び位置は、別に法律で定める。

2 特別の必要がある場合においては、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、前項の法律で定めるもののほか、在外公館を増置することができる。

3 既に設置されている在外公館の種類を変更する必要がある場合において、特別の事情があるときは、政令で定めるところによ

り、当該在外公館の種類を変更することができる。

4 特別の必要がある場合においては、大使館の一部としてその分館を置くことができる。

5 前項に定める分館の名称及び位置は、第一項の法律で定める。

(在外公館長)

第九条 在外公館に、長（以下「在外公館長」という。）を置く。

2 大使館、公使館、総領事館、領事館及び政府代表部の長は、それぞれ特命全権大使、特命全権公使、総領事、領事及び特命全権大使とする。

3 在外公館長は、外務大臣の命を受けて、在外公館の事務を統括する。

4 在外公館長に事故があり、又は在外公館長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員が、その事務を代理する。

(領事館及び領事官)

第十条 この法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事館」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除くほか、総領事館及び領事館をいうものとする。

2 この法律及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事」又は「領事官」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除くほか、領事館の長又はその事務を代理する者をいうものとする。

3 大使館若しくは第八条第四項に定めるその分館又は公使館の所在地に領事館が設置されていない場合その他特に必要がある場合には、外務大臣は、領事官の職務を、当該大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者に行わせることができる。

(領事官の徴収する手数料)

第十一条 領事官（前条第三項の規定により領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。次条において同じ。）は、別に法律で定める場合を除くほか、その行う事務の処理のうち政令で定めるものに関し、当該事務に要する実費及び為替相場を勘案して政令で定める額の手数料を徴収することができる。

(手数料の免除及び減額)

第十二条 領事官は、当該在外公館若しくは第八条第四項に定める分館の所在地における特別の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、外務大臣の承認を経て、前条に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

第四章 名譽総領事及び名譽領事

第十三条 外務大臣は、外国において外務省の所掌事務の一部を遂行するため必要と認めるときは、名譽総領事又は名譽領事を任命し、これを所要の地に置くことができる。

2 名譽総領事及び名譽領事の職務その他に關し必要な事項は、外務大臣の定めるところによる。

附則

この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十八号）の施行の日から施行する。

（施行の日）平成十三年一月六日）

附則

（平成一六年四月一四日法律第一八号）

この法律は、平成十六年八月一日から施行する。

附則

（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



○防衛省設置法

〔昭和二十九年六月九日
法律第百六十四号〕

最終改正 令和四年四月二〇日法律第百六号

(未施行)

〔防衛庁設置法〕をここに公布する。

防衛省設置法

(平一八法二八・改称)

保安庁法(昭和二十七年法律第二百六十五号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等
 - 第一節 防衛省の設置(第二条)
 - 第二節 防衛省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)
 - 第三節 自衛隊(第五条・第六条)
- 第三章 本省に置かれる職及び機関等
 - 第一節 特別な職(第七条・第七条の二)
 - 第二節 内部部局(第八条―第十二条)
 - 第三節 審議会等(第十三条)
 - 第四節 施設等機関(第十四条―第十八条)
- 第二章 行政組織(防衛省設置法)

第五節 特別の機関(第十九条―第三十条)

第六節 地方支分部局(第三十一条―第三十三条)

第七節 職員(第三十四条)

第四章 防衛装備庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第三十五条)

第二款 任務及び所掌事務(第三十六条・第三十七条)

第二節 職員(第三十八条)

第五章 職員の職務遂行等(第三十九条―第四十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、防衛省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(平一八法二〇二・全改、平一八法二八・一部改正)

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

(平一八法二八・改称)

第一節 防衛省の設置 (平一八法二八・改称)

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。

第二章 行政組織（防衛省設置法）

三〇八

2 防衛省の長は、防衛大臣とする。

（平一八法二一八・全改）

第二節 防衛省の任務及び所掌事務

（平一八法二二八・節名追加）

（任務）

第三条 防衛省は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とし、これがため、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第二項から第四項までに規定する陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊をいう。以下同じ。）を管理し、及び運営し、並びにこれに関する事務を行うことを任務とする。

2 前項に定めるもののほか、防衛省は、条約に基づく外国軍隊の駐留及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務の本邦における遂行に伴う事務で他の行政機関の所掌に属しないものを適切に行うことを任務とする。

3 前二項に定めるもののほか、防衛省は、前二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

4 防衛省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

（昭三三法七八・昭三七法二二二・平一法一〇二・一部改正、平一八法

二一八・旧第四条繰上・一部改正、平一七法六六・一部改正）

（所掌事務）

第四条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関すること。

二 自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の行動に関すること。

三 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置に関すること。

四 前三号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。

五 職員の仕事に関すること。

六 職員の補充に関すること。

七 礼式及び服制に関すること。

八 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。

十 職員の保健衛生に関すること。

十一 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関すること。

十二 所掌事務に係る施設の取得及び管理に関すること。

十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。

十四 装備品等の研究開発に関すること。

- 十五 前号の研究開発に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
- 十六 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 十七 防衛に関する知識の普及及び宣伝を行うこと。
- 十八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。
- 十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。
- 二十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。
- 二十一 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。
- 二十二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。
- 二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理

第二章 行政組織（防衛省設置法）

- 理に関すること。
- 二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。
- 二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。
- 二十六 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関すること。
- 二十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 二十八 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

第二章 行政組織（防衛省設置法）

二十九 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。

三十一 合衆国軍協定第十八条第五項(8)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。

三十二 所掌事務に係る国際協力に関すること。

三十三 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。

三十四 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

（平一一法一〇二・全改、平一六法一一三・一部改正、平一八法一一八・

旧第五條繰上・一部改正、平一九法八〇・平一七法三九・平一七法六六・

平一七法七六・一部改正

第三節 自衛隊（平一八法二八・節名追加）

（自衛隊）

第五条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（昭五八法七八・旧第六條繰下、平一八法一一八・旧第七條繰上・一部改

正）

（自衛官の定数）

第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十五万五百人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千二百九十三人、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）四万六千九百九十四人並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千五百八十八人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官三百八十六人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千九百三十六人、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官五十人並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七人を加えた総計二十四万七千五百五十四人とする。

* 令和三年法律第三号で、本項は令和四年四月二〇日までの間において政令で定める日から次のように改まる。

第六条

自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十五万五百人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千二百九十三人、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）四万六千九百九十四人並びに自衛隊法第二十一条の第二項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千五百八十八人のほか、統合幕僚監部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官三百八十六人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千九百三十六人、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官五十人並びに防衛装備庁に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七人を加えた総計二十四万七千五百五十四人とする。

（昭三〇法一〇六・昭三二法七七・昭三三法八五・昭三三法七八・昭三三法一六三・昭三四法一六一・昭三六法一一・昭三六法二二五・昭三七法一三三・昭三九法一八五・昭四二法八九・昭四四法三三・昭四四法六七・昭四五法九七・昭四八法一一六・昭五二法九七・昭五五法九三・昭五八法七四・一部改正、昭五八法七八・旧第七条繰下、昭六一法一〇〇・昭六二法一〇七・昭六三法八六・平八法五〇・平九法四三・平一〇法四三・平一一法一九・平一二法五八・平一三法四〇・平一四法三六・平一五法三二・平一六法四一・平一七法八八・一部改正、平一八法二一八・旧第八条繰上、平一八法四五（平一八法二一八）・平一九法八〇・平二二法四四・平二六法六五・平二七法三九・平二九法四二・平三〇法一七・平三一法一九・令二法一九・一部改正）

第三章 本省に置かれる職及び機関等

第二章 行政組織（防衛省設置法）

（平一八法二二八・章名追加、平一九法八〇・平二七法三九・改称）
第一節 特別な職（平一八法二一八・節名追加）

（防衛大臣政策参与）

第七条 防衛省に、防衛大臣政策参与三人以内を置くことができる。

2 防衛大臣政策参与は、防衛省の所掌事務に関する重要事項に關し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申する。

3 防衛大臣政策参与は、非常勤とすることができる。

4 防衛大臣政策参与の任免は、防衛大臣が行う。

5 自衛隊法第五十二条、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定は、防衛大臣政策参与の服務について準用する。

6 常勤の防衛大臣政策参与は、在任中、防衛大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

7 防衛大臣政策参与は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（平二二法四四・全改、平二六法三二・一部改正）

（防衛審議官）

第七条の二 防衛省に、防衛審議官一人を置く。

2 防衛審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二章 行政組織（防衛省設置法）

（平二六法六五・追加）

第二節 内部部局（平一八法二一八・節名追加）

（内部部局の所掌事務）

第八条 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第四条第一項第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に関すること。
 - 二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に関すること。
 - 三 前二号の事務に必要な情報の収集整理に関すること。
 - 四 第四条第一項第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十二号までに掲げる事務
 - 五 第四条第一項第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に関すること。
 - 六 第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各局部及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の機関の所掌に属しないもの
- 2 前項に定めるもののほか、内部部局は、第四条第二項に規定す

る事務をつかさどる。

（昭五八法七八・全改、平一三三六・平二二法一〇二・平一八法四五・一部改正、平一八法二一八・旧第十条繰上・一部改正、平一九法八〇・平二七法三九・平二七法六六・一部改正）

（官房長）

第九条 官房に、官房長を置く。

（平一八法二一八・追加、平二二法四四・一部改正）

（内部部局の職員）

第十条 内部部局に、書記官及び部員を置き、自衛官その他所要の職員を置くことができる。

- 2 書記官は、命を受けて、事務をつかさどる。
- 3 部員は、命を受けて、事務に参画する。
- 4 書記官は、官房長若しくは局長若しくは内部部局の課長又は国家行政組織法第二十一条第三項若しくは第四項に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

（昭三三法一五九・一部改正、昭五八法七八・旧第十八条繰上・一部改正）

正、平二二法一〇二・平一五法三二・一部改正、平一八法二一八・旧第十条繰上・一部改正、平二二法四四・平二六法六五・一部改正）

第十一条 削除（平二六法六五）

（官房長及び局長並びに防衛装備庁長官と幕僚長との関係）

第十二条 官房長及び局長並びに防衛装備庁長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」とい

う。)が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に関し防衛大臣を補佐するものとする。

(昭三七法一三二・一部改正、昭五八法七八・旧第二十條繰上、平一七法八八・一部改正、平一八法二一八・旧第十六條繰上・一部改正、平二七法三九・一部改正)

第三節 審議会等 (平一八法二一八・追加)

第十三条 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

名称	法律
自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法(平成十一年法律第三百三十号)
防衛施設中央審議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第四百十号)

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

捕虜資格認定等 審査会	武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第十七号)
----------------	--

(平一八法二一八・追加、平一九法八〇・平二六法六七・平二七法三九・平二七法七六・一部改正)

第四節 施設等機関 (平一八法二一八・節名追加)

第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。

- 防衛大学校
 - 防衛医科大学校
- (平一八法二一八・追加、平一九法八〇・平二七法三九・一部改正)

(防衛大学校)

第十五条 防衛大学校は、幹部自衛官(二等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。)となるべき者の教育訓練をつかさどる。

2 前項に規定するもののほか、防衛大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練を行うとともに、当該研究を行う。

3 防衛大学校は、自衛隊法第百条の二の規定により防衛大臣が第一項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合にお

第二章 行政組織（防衛省設置法）

三二四

いては、当該教育訓練を実施する。

4 防衛大学校の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（昭五八法七八・追加、平八法五〇・平一法一〇二・一部改正、平一八
法二一八・旧第十七条繰上・一部改正、平二法四四・一部改正）

（防衛医科大学校）

第十六条 防衛医科大学校は、次に掲げる教育訓練をつかさどる。

- 一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 二 保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練
- 2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者（次条において「防衛医科大学校卒業生」という。）その他防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行う。
- 3 第一項第一号の教育訓練の修業年限は六年とし、同項第二号及び第三号の教育訓練の修業年限は四年とする。
- 4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。
- 5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育又は看護学教育を行う大学の教員の資格の例による。
- 6 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編制その他の事項は、防衛省令で定める。この場合において、学校教育法に基づき

医学教育及び看護学教育を行う大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項についてはこれらの設置基準の例により、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十九条第一号及び第二十一条第一号の規定に基づき基準が定められている事項についてはこれらの基準の例による。

（昭五八法七八・追加、平三法三五・平一法一〇二・一部改正、平一八
法二一八・旧第十八条繰上・一部改正、平一九法九六・平二法四四・平
二四法一〇〇・一部改正）

（防衛医科大学校卒業生の医師国家試験等の受験資格）

第十七条 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号の教育訓練を

修了した者に限る。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十一条の規定の適用については、同条第一号に該当する者とみなす。

* 令和三年法律第四九号で、本項は令和七年四月一日から次のように改まる。

第十七条 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号の教育訓練を修了した者に限る。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第

十一条第一項の規定の適用については、学校教育法に基づく大学において、医学の正規の課程を修めて卒業した者とみなす。

2 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者に限る。）は、保健師助産師看護師法第十九条又は第二十一条の規定の適用については、同法第十九条第一号又は第二十一条第一号に該当する者とみなす。

(昭五八法七八・追加、平一八法二八・旧第十九条繰上、平二四法一〇

〇・一部改正)

(学生)

第十八条 防衛大学の学生(第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。)及び防衛医科大学の学生(第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。次項において同じ。)の員数は、防衛省の職員の定員外とする。

2 防衛医科大学の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

(昭五八法七八・追加、平一八法二八・旧第十一条繰上・一部改正、平二四法一〇〇・一部改正)

第五節 特別の機関 (平一八法二八・節名追加)

(設置)

第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

防衛会議

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部

防衛監察本部

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審判所とする。

(平一八法二八・追加、平一九法八〇・平二四法四四・平二七法三九・

一部改正)

(防衛会議)

第十九条の二 防衛会議は、防衛大臣の求めに応じ、防衛省の所掌事務に関する基本的方針について審議する機関とする。

2 防衛会議は、議長及び委員をもつて組織する。

3 議長は、防衛大臣をもつて充てる。

4 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

防衛副大臣

防衛大臣政務官

防衛大臣補佐官

防衛大臣政策参与

事務次官

防衛審議官

官房長及び局長

統合幕僚長

陸上幕僚長

海上幕僚長

航空幕僚長

情報本部長

防衛装備庁長官

5 防衛大臣は、防衛省の所掌事務に関する基本的方針を策定するに当たり、防衛省全体の見地から必要があると認めるときは、防衛会議に審議させるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、防衛会議の組織及び運営に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

（平一七法四・追加、平一六法二一・平一六法六五・平一七法三九・一

部改正

（幕僚監部）

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

2 幕僚監部に、部及び課を置く。

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

（昭三三法七八・昭三七法二二二・平一七法八八・一部改正、平一八法一

一八・旧第二十一条繰上・一部改正

（幕僚長）

第二十一条 統合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

2 統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は陸上自衛官をもつ

て、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。統合幕僚長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

3 幕僚長は、防衛大臣の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

（平一七法八八・一部改正、平一八法二一八・旧第二十一条繰上・一部改

正）

（統合幕僚監部の所掌事務）

第二十二条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。

二 行動の計画の立案に関すること。

三 前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員的人事及び補充の計画の立案に関すること。

四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関すること。

五 前各号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

六 所掌事務の遂行に必要な部隊等（第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機

関をいう。以下同じ。の管理及び運営の調整に関すること。

七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関すること。

九 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

(平一七法八八・追加、平一八法二八・旧第十三条繰上・一部改正、平二六法六五・平二七法三九・一部改正)

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関する計画の立案に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

二 前条第三号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の立案に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

四 第一号及び前号(編成、装備及び配置に係るものに限る。)に掲げる事務に必要な情報に関する計画の立案に関すること。

五 隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること(統合幕僚監

第二章 行政組織(防衛省設置法)

部の所掌に属するものを除く。)

六 部隊等の管理及び運営の調整に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

七 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

八 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

(昭三七法一三三・一部改正、平一七法八八・旧第十三条繰下・一部改正、平一八法二八・旧第十四条繰上・一部改正)

(幕僚監部の所掌事務の特例)

第二十四条 防衛大臣は、必要があると認める場合には、前二条の規定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監部に処理させることができる。

(平一七法八八・追加、平一八法二八・旧第十五条繰上・一部改正)

(幕僚副長)

第二十五条 統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚副長は海上自衛官をもつて、航空幕僚副長は航空自衛官をもつて充てる。

2 統合幕僚副長、陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

(昭三七法一三三・昭五八法七八・一部改正、平一七法八八・旧第二十四

第二章 行政組織（防衛省設置法）

三二八

条繰下・一部改正、平一八法二一八・旧第二十六條繰上

（統合幕僚監部に附置する機関）

第二十六條 統合幕僚監部に、政令で定めるところにより、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務の遂行に必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行う機関を附置する。

2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第百條の二の規定により防衛大臣が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

（昭三六法二二五・追加、昭五五法一三三・昭五八法七八・一部改正、平八

法五〇・旧第二十八條の二繰下、平一〇法四三・一部改正、平一七法八八

・旧第二十八條の二繰上・一部改正、平一八法二一八・旧第二十七條繰上

一部改正）

（部隊等）

第二十七條 部隊等の組織及び編成又は所掌事務は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（平一八法二一八・追加）

（情報本部）

第二十八條 情報本部は、第四條第一項第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に関する事務をつかさどる。

2 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。
3 情報本部の内部組織については、防衛省令で定める。

（平一七法八八・追加、平一八法二一八・旧第二十九條繰上・一部改正、平一七法六六・一部改正）

（防衛監察本部）

第二十九條 防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどる。

2 防衛監察本部長は、防衛監察監とする。
3 防衛監察監は、防衛大臣の命を受け、第一項の監察を行う。
4 防衛監察本部の内部組織は、政令で定める。
5 防衛監察本部の位置は、防衛省令で定める。

（平一九法八〇・追加、平一七法三九・旧第三十一條繰上）

（外国軍用品審判所）

第三十條 外国軍用品審判所については、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（平一六法二一六・追加、平一八法二一八・旧第三十二條の二繰上・一部

改正、平一九法八〇・旧第三十一條繰下、平一七法三九・旧第三十二條繰

上、平一七法七六・一部改正）

第六節 地方支分部局（平一九法八〇・追加）

（地方防衛局）

第三十一条 本省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十四号に掲げる事務の全部又は一部

二 第四条第一項第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に關すること。

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条に規定するもの（第四条第一項第十三号及び第三十四号に係るものに限る。）については、防衛装備庁長官の指揮監督を受けるものとする。

4 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（平一九法八〇・追加、平二七法三九・旧第三十三條繰上・一部改正、平二七法六六・一部改正）

（支局その他の機関）

第三十二条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

（平一九法八〇・追加、平二七法三九・旧第三十四條繰上）

第二章 行政組織（防衛省設置法）

（事務の委任）

第三十三条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

（平一九法八〇・追加、平二七法三九・旧第二十五條繰上）

第七節 職員

（平一八法二一八・節名追加、平一九法八〇・旧第六節繰上）

（施設等機関等の職員）

第三十四条 本省に置かれる施設等機関、特別の機関及び地方支分部局に、自衛官、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

（昭五八法七八・追加、平一八法二一八・旧第三十三條繰上・一部改正、平一九法八〇・旧第三十二條繰下・一部改正、平二七法三九・旧第三十六

條繰上・一部改正）

第四章 防衛装備庁 （平二七法三九・追加）

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

（平二七法三九・追加）

第一款 設置 （平二七法三九・追加）

第三十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、防衛省に、防衛装備庁を置く。

2 防衛装備庁の長は、防衛装備庁長官とする。

（平二七法三九・追加）

第二款 任務及び所掌事務 （平二七法三九・追加）

（任務）

第二章 行政組織（防衛省設置法）

第三十六條 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。

（平二七法三九・追加）

（所掌事務）

第三十七條 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十二号から第三十四号までに掲げる事務（第八条第一項第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

（平二七法三九・追加、平二七法六六・一部改正）

第二節 職員（平二七法三九・追加）

（防衛装備庁の職員）

第三十八條 防衛装備庁に、自衛官、事務官、技官その他所要の職員を置くことができる。

（平二七法三九・追加）

第五章 職員の職務遂行等

（平一八法二一八・章名追加、平一九法八〇・旧第五章繰上、平二七法三九・旧第四章繰下）

（自衛官）

第三十九條 自衛官は、命を受けて、自衛隊の隊務を行う。

（昭三七法一三二・旧第三十九條繰下、平一八法二一八・旧第五十九條繰上・一部改正、平一九法八〇・旧第四十條繰上、平二七法三九・旧第三十

七条繰下）

（事務官、技官及び教官）

第四十條 事務官は、命を受けて、事務に従事する。

2 技官は、命を受けて、技術（教育に関するものを除く。）に従事する。

3 教官は、命を受けて、教育に従事する。

（昭三七法一三二・旧第四十條繰下、平一八法二一八・旧第六十條繰上・一部改正、平一九法八〇・旧第四十一條繰上、平二七法三九・旧第三十八

条繰下）

（職員の身分取扱い）

第四十一條 この法律に定めるもののほか、防衛省に置かれる職員（防衛省に置かれる審議会、審査会その他の合議制の機関で政令で定めるものの委員及び第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で政令で定めるものを除く。）の任免、分限、懲戒、服務その他人事管理に関する事項並びに階級及び服制は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（昭三三法七八・一部改正、昭三七法一三三・旧第四十一條繰下・一部改

正、昭四五法九七・昭四八法二一六・昭五八法七八・平二一法一〇二・一

部改正、平一八法二一八・旧第六十一條繰上・一部改正、平一九法八〇・

旧第四十二條繰上、平二七法三九・旧第三十九條繰下、平二七法六六・一

部改正）

附則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和二十九年政令第一六八号で昭和二十九年七月一日から施行)

(所掌事務の特例)

2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間	事務
令和五年五月十六日までの間	駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五百十八号)の規定による特別給付金に関すること。
令和十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第二百二号)第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。
沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進	同法第十条の規定による給付金及び同法第二十九条の規定

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

進に関する特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間	沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十三号)による改正前の沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第四百四条の規定が効力を有する間	令和九年三月三十一日までの間
による特定給付金の支給に関すること。	同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。	一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。

<p>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六条の規定が効力を有する間</p>	<p>三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</p> <p>四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の連絡調整に関すること。</p> <p>同条の規定による再編交付金の交付に関すること。</p>
---	--

- （平一五法一〇二・追加、平一四法一四・平一五法三〇・平一八法二一八・平一九法六七・平一九法五八・平一〇法一七・平一四法一三三・平二四法一四・平二五法一五・平二七法六六・平二九法六・平三〇法一三三・一部改正）
- 三 地方防衛局は、第三十一条第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

- （平一九法八〇・全改、平二七法三九・一部改正）
- 4 第四十一条の規定の適用については、令和五年五月十六日まで

の間、同条中「第四条第一項第二十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第一項第二十四号に掲げる事務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

（平一五法一〇二・追加、平一五法三〇・平一八法二一八・平一九法八〇・平二〇法一七・平二五法一五・平二七法三九・平二七法六六・平三〇法一三三・一部改正）

- 5 令和九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。

（平一九法六七・全改、平一九法八〇・平二七法三九・平二九法六・一部改正）

附則（昭和三〇年八月一日法律第一〇六号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三年四月二〇日法律第七七号）抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三年四月三〇日法律第八五号）抄

- この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三年四月三〇日法律第八六号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三年六月一日法律第一五九号）抄

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三十三年四月二十四日法律第七八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

(調達庁及びその職員の身分の継続)

2 この法律の施行の際、現に総理府の外局として置かれている調達庁(以下「従前の調達庁」という。)は、この法律による改正後の防衛庁設置法第四十一条の二の調達庁(以下単に「調達庁」という。)となり、同一性をもつて存続するものとし、現に従前の調達庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、調達庁の職員となるものとする。

附 則 (昭和三十三年五月二三日法律第一六三号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十四年五月二二日法律第一六一号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年三月二二日法律第二号) 抄

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

6 この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契約の実施に関する防衛庁の権限及び調達実施本部の行なう事務については、なお従前の例による。

附 則 (昭和三十六年六月二日法律第一二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

適用する。

(行政機関職員定員法の廃止)

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)は、廃止する。

附 則 (昭和三十六年六月二二日法律第一二五号) 抄

1 この法律中目次の改正規定、第二十六条に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八条の次に一項を加える改正規定は昭和三十六年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十七年五月一五日法律第一三二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定、同法第五条の改正規定(各号列記以外の部分を改める部分に限る。)、同法第七条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十八条第二項、第九十条第一項、第九十二条第一項、第一百五十一条及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二条中自衛隊法第四十八条の次に一項を加える改正規定は、第一条中防衛施設庁の設置に係る規定の

施行の日（以下「防衛施設庁の設置の日」という。）において行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から施行する。

（調達庁設置法の廃止）

2 調達庁設置法（昭和二十四年法律第二百二十九号。以下次項において「旧法」という。）は、廃止する。

（旧法の効力）

3 旧法の施行の際同法附則第二項ただし書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員となつた者に対する同法又は厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の規定の適用については、旧法附則第六項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有する。

（職員等に関する経過規定）

5 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に調達庁の附属機関である機関で防衛施設庁の相当の附属機関となるもの委員である者は、防衛施設庁の相当の附属機関の委員となるものとし、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現に調達庁又は建設本部の職員である者は、別段の辞令を発せられない限り、防衛施設庁の職員となるものとする。

（給与に関する経過規定）

6 前項の規定により防衛施設庁の職員（一般職に属する職員を除

く。以下次項において同じ。）となつた者（従前の調達庁の職員であつた者に限る。以下次項において同じ。）に係る防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用によりその者について適用される俸給表（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職の職員給与法」という。）別表第一から第七までをいう。以下この項において同じ。）、その者の属する職務の等級及びその者の受ける俸給月額、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際一般職の職員給与法の適用によりその者について適用されていた俸給表、その者が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額に相当する俸給表、職務の等級及び俸給月額とする。この場合において、一般職の職員給与法の適用によりその者が属していた職務の等級にその者が属していた期間及びその者が受けていた号俸又は俸給月額をその者が受けていた期間は、新たにその者が属することとなつた職務の等級にその者が属する期間及び新たにその者が受けることとなつた俸給月額をその者が受ける期間に通算する。

（休職又は懲戒処分に関する経過規定）

7 第五項の規定により防衛施設庁の職員となつた者で、現に従前の規定により休職を命ぜられているものの休職処分又は同項の規定により防衛施設庁の職員となつた者に対する防衛施設庁の設置の日前に生じた事案に係る懲戒処分については、なお従前の例による。この場合において、当該事案について防衛施設庁設置の日

以後懲戒処分を行なうこととなるときは、この法律による改正後の自衛隊法第三十一条第一項の規定により懲戒処分について権限を有する者が当該懲戒処分を行なうものとする。

(不利益処分等に関する経過規定)

8 防衛施設庁の設置の日前に従前の調達庁の職員に対し行なわれた不利益処分に関する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の規定による説明書の交付、審査の請求及び審査又は防衛施設庁の設置の日前に調達庁の職員に対し行なわれた給与の決定に関する一般職の職員給与法第二十一条の規定による審査の請求及び審査については、なお従前の例による。

(処分等に関する経過規定)

9 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長がした認定その他の処分(休職処分及び懲戒処分を除く。以下この項において同じ。)又は通知その他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長がした処分又は手続とみなす。

10 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長に対しされている申請、不服の申立てその他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長に対しされた手続とみなす。

附 則

(昭和三十九年二月八日法律第一八五号)

抄

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四一年七月二六日法律第一三五号)

抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四二年七月二八日法律第八九号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四三年六月一五日法律第九九号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四四年五月一六日法律第三三三号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則

(昭和四四年七月二九日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四五年五月二五日法律第九七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四七年五月一三日法律第三三三号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則

(昭和四八年一〇月一六日法律第一一六号)

抄

第二章 行政組織（防衛省設置法）

三二六

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁

設置法第十四条の二の改正規定、同法第三十一条の改正規定（防衛医科大学に係る部分に限る。）、同法第三十三条の次に二条を加える改正規定及び同法第三十八条の改正規定並びに第二条中衛隊法第三十三条及び第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十八条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七の一部を改め、同条を同法第二十条の八とし、同法第二十条の六を同法第二十条の七とし、同法第二十条の五を同法第二十条の六とし、同法第二十条の四の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定及び同法別表第三の改正規定（南西航空混成団に係る部分に限る。）は、昭和四十八年七月一日から施行する。

附 則 （昭和四十九年六月二七日法律第一〇一号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十二年五月一八日法律第四〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十二年二月二七日法律第九七号）

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和五十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行す

る。

附 則 （昭和五十五年三月三十一日法律第三三三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五十五年一月二九日法律第九三三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十八年二月二日法律第七四号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十八年二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （昭和六十二年二月一九日法律第一〇〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年二月一五日法律第一〇七号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月一日法律第八六号)

この法律のうち、第一条の規定及び第二条中自衛隊法第六十六条第二項の改正規定は公布の日から、第二条の規定（自衛隊法第六十六条第二項の改正規定を除く。）は公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二日法律第三六号) 抄

附 則 (施行期日等)
1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年四月二日法律第二五号) 抄

附 則 (施行期日)
1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成七年五月二六日法律第一〇二号) 抄

附 則 (施行期日)
1 この法律は、平成七年六月二十日から施行する。

附 則 (平成八年五月二九日法律第五〇号)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七条第三項の改正規定は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年四月二四日法律第四三号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中防衛庁設置法第二十八条の三に一項を加える改正規定、第二条中自衛隊法第三十六条の次に三条を加える改正規定並びに同法第四十四条の三及び第百条の二の改正規定並びに第三条、次項及び附則第三項の規定、公布の日

附 則 (平成一一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七

第二章 行政組織（防衛省設置法）

三二八

条、第五百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六百
十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日
（駐留軍等労働者の雇入れ等に関する経過措置）

第十八条 第三十二条の規定による改正後の防衛庁設置法（以下こ
の条において「新防衛庁設置法」という。）第五条第二十五号及
び附則第二項の表平成十五年五月十六日の項に掲げる事務のう
ち、次に掲げるものは、施行日から起算して二年を超えない範囲
内において政令で定める日までの間、政令で定めるところによ
り、都道府県が行うこととする。

一 駐留軍等労働者（新防衛庁設置法第五条第二十五号に規定す
る駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者をいう。以下こ
の項において同じ。）の雇入れ、提供及び労務管理の実施（次
に掲げるものを除く。）に關すること（当該都道府県の区域内
に所在する事業所に勤務する駐留軍等労働者に係る事務に限
る。以下この項において同じ。）。

イ 労働契約の締結

ロ 昇格その他の人事の決定

二 駐留軍等労働者の給与の支給（額の決定を除く。）に關す
ること。

三 駐留軍等労働者の福利厚生の実施（次に掲げるものを除
く。）に關すること。

イ 労働及び社会保険に関する法令の規定により事業主、事業
者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事

項

ロ 宿舍に供される行政財産の管理

ハ 表彰の実施

ニ その他政令で定めるもの

四 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百五
八号）の規定による特別給付金の支給（支給の決定を除く。）
に關すること。

2 前項の規定により都道府県が処理することとされている事務
は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託
事務とする。

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定する
もののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が
法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地
方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において
「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団
体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務と
して処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、
当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）
の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の
処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」とい

う。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについて

第二章 行政組織(防衛省設置法)

の同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応

じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年八月四日法律第一一九号）

この法律は、平成十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十一年二月三日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成十一年二月三日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十二年五月二日法律第五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十三年六月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十四年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年五月七日法律第三六号）

この法律は、平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則（平成十五年四月二五日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月一日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二日法律第四一号)

この法律は、平成十七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三条中防衛庁の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成一八年五月三一日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定 平成十九年三月三十一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成一八年一二月三日法律第一一八号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（職員の身分の引継ぎ）

第二条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日に、同一の勤務条件をもって、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の防衛庁又はこれに置かれる部局若しくは機関に相当する防衛省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の職員となるものとする。

（防衛施設中央審議会に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、附則第二十三条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号。次項において「駐留軍用地特措法」という。）第三十一条第二項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、同日における従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、駐留軍用地特措法第三十一条第六項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。

（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 一 内閣総理大臣（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限とされる場合を除く。）又はその委任を受けた者 防衛大臣又はその委任を受けた者
- 二 防衛庁長官又は防衛庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長
- 三 防衛庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなればならないこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関の長に対してその手続をしなればならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定（従前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府令（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第千三百四号第一項の規定により内閣府令としての効力を有するものとされた総理府令を含む。）は、この法律の施行後は、新法令の相当規定（防衛省の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の防衛省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（防衛施設庁についての見直し）

第九条 防衛施設庁は、平成十九年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

附則

（平成一九年五月二五日法律第五八号）抄

第二章 行政組織（防衛省設置法）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

（平成一九年五月三〇日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（平成一九年六月八日法律第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（自衛官の定数に関する経過措置）

第二条 前条ただし書に規定する政令で定める日の前日までの間は、この法律による改正後の防衛省設置法第六条中「十五万三千二百二十人」とあるのは「十五万五千六百七十四人」と、「四万五千七百七十六人」とあるのは「四万五千八百七十二人及び」と、「四万七千三百十三人並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官百五十二人」とあるのは「四万七千三百四十二人」と、「三百四十三人」とあるのは「四百八十六人」と、「千九百三人」とあるのは「千八百八十六人」と、「二十四万八千六百四十七人」

とあるのは「二十五万二千二百人」とする。

（処分等に関する経過措置）

第三条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。

以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長
二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならぬこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年六月二十七日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年四月一八日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年六月三日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
イ 第一条の規定

附則（平成二四年三月三一日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年一月二六日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中自衛隊法第三十三条の改正規定、同法第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の二の改正規定及び同法第九十九条第一項の改正規定、第二条の規定並びに第三条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(一の教育訓練又は同法第十六条第一項)を「又は第十六条第一項(第三号を除く。)」に改める部分に限る。)並びに次条の規定 平成二十七年四月一日までの間において政令で定める日

附 則 (平成二十五年五月一六日法律第一五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十五年一月二三日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年四月一八日法律第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

において、政令で定める日から施行する。

(防衛省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に第十条の規定による改正前の防衛省設置法第七条第四項の規定により任命された防衛大臣補佐官である者は、施行日に、第十条の規定による改正後の防衛省設置法第七条第四項の規定により防衛大臣政策参与として任命されたものとみなす。

(処分等の効力)

第十条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。次条第一項において「旧法令」という。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。同項において「新法令」という。)の相当の規定によつてしたものとみなす。

(その他の経過措置)

第十三条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内にお

いて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定 平成二十七年三月三十一日までの間において政令で定める日

附則

（平成二六年六月二三日法律第六七号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則

（平成二七年六月一七日法律第三九号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第二項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則

（平成二七年九月一日法律第六六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

（平成二七年九月三〇日法律第七六号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

(防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十条 施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十九号)の施行の前日である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるのは、「第三十二条」とする。

附則

(平成二十九年三月三十一日法律第六号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

(平成二十九年六月二日法律第四二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則

(平成三〇年四月一三日法律第一三号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則

(平成三〇年四月二〇日法律第一七号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二章 行政組織 (防衛省設置法)

(政令への委任)

3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則

(平成三二年四月二六日法律第一九号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則

(令和二年四月二四日法律第一九号)

この法律は、令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則

(令和三年四月二八日法律第三号)

抄

(施行期日)

この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則

(令和四年三月三十一日法律第七号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中沖繩振興特別措置法附則第二条第一項の改正規定及び第二条中沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十二条、第二十六条及び第二十七条の規定 公布の日

附則

(令和四年四月二〇日法律第二六号)

抄

第二章 行政組織（防衛省設置法）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

○ 行政機関の職員に関する法律

〔昭和四十四年五月十六日
法律第三十三号〕

改正	昭和五二年	五月	二日法律第二九号
	同	五九年	八月一〇日同 第六七号
	同	六一年	五月二七日同 第七一号
	平成	元年	一月一日同 第七一号
	同	四年	六月九日同 第七九号
	同	一年	七月六日同 第八七号
	同	二年	二月二日同 第六〇号
	同	二年	五月九日同 第七〇号
	同	三年	四月八日同 第三号
	同	四年	七月三日同 第九八号
	同	六年	六月九日同 第八二号
	同	二四年	六月二七日同 第四二号
	同	二六年	四月二八日同 第二二号
	令和	三年	五月九日同 第三六号

行政機関の職員に関する法律をここに公布する。
行政機関の職員に関する法律

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ）、内閣府、デジタル庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てらるべき常勤の職員の定員の総数

第二章 行政組織（行政機関の職員に関する法律）

の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の四までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長

三 自衛官

四 国際平和協力隊の隊員

（昭五九法六七・昭六一法七一・平元法一・平四法七九・平二法八七・

平一法一六〇・平二法七〇・平三法三三・平一四法九八・平一六法

八二・平一四法四二・平二六法三二・令三法二六・一部改正

（内閣府、各省等の定員）

第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

（平一法一六〇・平一四法四二・令三法二六・一部改正

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

（平二法七〇・旧第一項 一部改正

附則（昭和五二年五月二日法律第二九号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国立学校設置法附則第三項及び行政機

関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）附則第二項の規定並びに附則第五項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則 （昭和五十九年八月一〇日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（昭和五十九年政令第三〇号で昭和六〇年四月一日から施行）

附 則 （昭和六一年五月二七日法律第七一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則 （平成元年一月二日法律第一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成四年六月一九日法律第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成四年政令第二六七号で平成四年八月一〇日から施行）

附 則 （平成一年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号

法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六

〇）抄

（処分、申請等に関する経過措置）

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定

めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるものほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則

(平成二十二年二月三日法律第一六〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

第二章 行政組織 (行政機関の職員に關する法律)

に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定公布の日

附則

(平成二十二年五月一九日法律第七〇号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附則

(平成一四年七月三一日法律第九八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一五年四月一日)

附則

(平成一六年六月九日法律第八二号)

この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員の規定に關する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則

(平成一四年六月二七日法律第四二二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則

(平成二六年四月一八日法律第三二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(平成二六年政令第一九〇号で平成二六年五月三〇日から施行)

第二章 行政組織（行政機関の職員の定員に関する法律）

三四二

附則（令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等のその他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関

に対してその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

（政令への委任）

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○国家安全保障会議設置法

昭和六十一年五月二十七日
法律第七十一号

改正

平成一年 七月二十六日法律第一〇二号
同一年 六月三日同 第七八号
同一年 七月二十九日同 第八八号
同一年 二月二日同 第一八八号
同二年 二月四日同 第八九号
同二年 四月八日同 第二二二号
同二年 九月三日同 第七六号
令和三年 五月九日同 第三六号
同四年 五月十八日同 第四三三号

安全保障会議設置法をここに公布する。

国家安全保障会議設置法

(平二五法八九・改称)

(設置)

第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

(平二五法八九・一部改正)

(所掌事務等)

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

一 国防の基本方針

第二章 行政組織 (国家安全保障会議設置法)

二 防衛計画の大綱

三 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針

五 武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する重要事項

六 重要影響事態への対処に関する重要事項

七 国際平和共同対処事態への対処に関する重要事項

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項

九 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項（第四号から前号までに掲げるものを除く。）

十 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十一 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）

十二 重大緊急事態（武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び次項の規定により第九号又は第十号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によつて

は適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項

十三 その他国家安全保障に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第四号まで及び次の各号に掲げる事項並びに同項第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）のうち内閣総理大臣が必要と認めるものについては、会議に諮らなければならない。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの
イ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために

実施する国際平和協力業務デアつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ロ 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更（当該業務の終了に係る変更を含む。）

ハ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七條第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四條の三に規定する保護措置の実施に関するもの

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、存立危機事態、重要影響事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十二号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。

（平一五法七八・平一八法二八・平二五法八九・平二七法七六・一部改正）
正

第三条 会議は、議長及び議員で組織する。

（平一五法七八・平二五法八九・一部改正）

第四条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣（順位を定めて二以上の国務大臣が指定されているときは、最先順位の国務大臣）をもつて充てられる議員がその職務を代理する。

（平一五法七八・平二五法八九・一部改正）
（議員）

第五条 議員は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める国務大臣をもつて充てる。

- 一 第二条第一項第一号から第十号まで及び第十三号に掲げる事項 前条第三項に規定する国務大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び国家公安委員会委員長
- 二 第二条第一項第十一号に掲げる事項 外務大臣、防衛大臣及び内閣官房長官
- 三 第二条第一項第十二号に掲げる事項 内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、第二条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に関し、事態の分析及び評価について特に集中して審議する必要があると認める場合には、議長、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官及び事態の種類に応じてあらかじめ内閣総理大臣により指定された国務大臣によつて事案について審議を行うことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前二項に規定する者のほか、これらの規定に規定する国務大臣以外の国務大臣を、議案を限つて、議員として、臨時に会議に参加させることができる。
- 4 前三項の場合において、議員が不在のときは、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合に限り、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。第七条第二項において同じ。）がその職務を代行することができる。

（平二五法八九・全改、平二七法七六・一部改正）

第二章 行政組織（国家安全保障会議設置法）

（資料提供等）

第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（平二五法八九・追加）

（服務）

第七条 議長及び議員は、非常勤とする。

2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者、第五条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者、次条の規定により関係者として会議に出席した者並びに第九条第三項の委員長及び当該委員長であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

（平二五法八九・旧第六条繰下・一部改正）

（関係者の出席）

第八条 内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官（内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）は、会議に出席し、議長の許可を受けて意見を述べることができる。

第二章 行政組織（国家安全保障会議設置法）

三四六

2 前項に定めるもののほか、議長は、必要があると認めるときは、統合幕僚長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（平一五法七八・平一七法八八・一部改正、平二五法八九・旧第七条繰下

一部改正、平二六法二二・令三法三六・一部改正）

（事態対処専門委員会）

第九条 会議に、事態対処専門委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第二条第一項第四号から第七号まで、第九号、第十号及び第十二号に掲げる事項（同項第九号及び第十号に掲げる事項については、その対処措置につき諮るべき事態に係るものに限る。）の審議を迅速かつ的確に実施するため、必要な事項に関する調査及び分析を行い、その結果に基づき、会議に進言する。

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長は、内閣官房長官をもって充てる。

5 委員は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

（平一五法七八・追加、平一八法二八・一部改正、平二五法八九・旧第

八条繰下・一部改正、平二七法七六・一部改正）

（幹事）

第十条 会議に、幹事を置く。

2 幹事は、内閣官房及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐する。

（平二五法八九・追加）

（議事）

第十一条 会議の議事に関し必要な事項は、議長が会議の議を経て定める。

（平一五法七八・旧第八条繰下、平二五法八九・旧第九条繰下）

（事務）

第十二条 会議の事務は、国家安全保障局において処理する。

（平二五法八九・追加）

（主任の大臣）

第十三条 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（平一五法七八・旧第十条繰下、平二五法八九・旧第十一条繰下）

（委任規定）

第十四条 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一五法七八・旧第十二条繰下、平二五法八九・旧第十二条繰下）

附 則
抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

（国防会議の構成等に関する法律の廃止）

2 国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十六号）は、廃止する。

附 則 (平成二十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日)平成二十二年一月六日

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二十五年六月二三日法律第七八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年七月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(平成十八年政令第四〇号で平成十八年三月二七日から施行)

附 則 (平成二十八年二月二三日法律第一八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二章 行政組織 (国家安全保障会議設置法)

(平成二十九年政令第一号で平成二十九年一月九日から施行)

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十五年二月四日法律第八九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(安全保障会議設置法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の国家安全保障会議設置法第八条第一項及び第十二条の規定の適用については、同項中「内閣官房副長官及び国家安全保障担当内閣総理大臣補佐官(内閣法第二十一条第三項の規定により国家安全保障に関する重要政策を担当する者として指定された内閣総理大臣補佐官をいう。）」とあるのは「内閣官房副長官」とし、同条中「会議の」とあるのは「会議に関する」と、「国家安全保障局において処理する」とあるのは「内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」とする。

附 則 (平成二十六年四月一八日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(平成二十六年政令第一九〇号で平成二十六年五月三〇日から施行)

三四七

第二章 行政組織（国家安全保障会議設置法）

附 則（平成二十七年九月三〇日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二十八年政令第八三号で平成二十八年三月二十九日から施行）

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年五月一八日法律第四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第二条並びに附則第三条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日